

東京都公報

発行
東京都

目次

60

条 例

- 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…
- 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………（同）…
- 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…

条例のあらまし

●災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（条例第七一号）

- 一 旅館業法の一部を改正する法律（平成二九年法律第八四号）の施行による旅館業法（昭和二三年法律第一三八号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第七二号）

- 一 旅館業法の一部を改正する法律（平成二九年法律第八四号）の施行に伴い、規定を整備します。

- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第七三号）

- 一 旅館業法の一部を改正する法律（平成二九年法律第八四号）の施行による旅館業法（昭和二三年法律第一三八号）の改正等に伴い、旅館業の施設の構造設備の基準及び宿泊者の衛生に必要な措置等の基準等を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七四号）

- 一 浴場業を営む者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置等の基準を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十一号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（平成七年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「第二条に規定するホテル営業又は旅館営業」を「第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十二号

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

別表八の項イを次のように改める。

イ	旅館業法第三条第一項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	許可申請のとき
1	旅館・ホテル営業	三万六百元	
2	簡易宿所営業	一万六千五百円	
3	下宿営業	一万六千五百円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十三号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例(昭和三十二年東京都条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(申請書の添付書類)

第一条の二 法第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、申請書に、旅館

業を営もうとする施設について土地及び建物に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写しその他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示すものとして、東京都規則(以下「規則」という。)で定める書類を添付しなければならない。

第四条第一号ハを削り、同条第二号中「営業施設の採光及び照明は、次に掲げる」を「施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な」に改め、同号イからニまでを削り、同条第三号を次のように改める。

三 排水設備については、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようしておくこと。

第四条第五号ハ中「適当な方法により湿気を除く」を「適切に洗濯、管理等を行う」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号口に次のただし書を加える。ただし、規則で定める場合には、一週間に一回以上換水して浴槽を清掃すること。

第四条第八号ホ(4)中「併用し」を「併用する等」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「洗面所」の下に「及び便所の手洗設備」を、「供給する」の下に「とともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるよう備える」を加え、同号を同条第八号とし、同条中第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十二 旅館・ホテル営業以外の施設にあつては、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制をとること。

第六条を次のように改める。

(営業者の遵守事項)

第六条 営業者は、公衆の見やすい場所に、営業施設の名称を掲げなければならない。

第七条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第一号中「宿泊者」を「宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を設ける場合は、宿泊しようとする者」に、「位置に」を「位置とし」に、「有する玄関帳場を設置すること」を「有するものとする」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号イ中「第一条第一項第二号イ又は第三号」を「第一条第一項第一号」に改め、同号中口をハとし、イの次に次のように加える。

第一号イ中「第一条第一項第二号イ又は第三号」を「第一条第一項第一号」に改め、同号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 収容定員に応じた十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。
 第七条中第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、同条第七号イ中「洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備」を「清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造」に改め、同号中ハを削り、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

第七条中第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、同条第九号イ中「各階に設置し、」を削り、同号ロ中「男子用と女子用とを区分した共同便所を設け、規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置する」を「共同便所を設ける」に改め、同号中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ハ 共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。

第七条中第九号を第六号とし、同条第十号中「場合には、規則で定める数の給水栓を設置する」を「場合、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な数を有する」に改め、同号を同条第七号とする。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条第一項中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 客室は、収容定員に応じた十分な広さを有していること。

第九条第一項第二号を削り、同項第三号中「第一条第三項第一号」を「第一条第二項第一号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を削り、第五号を第三号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第七条第四号ロ及び同条第五号から第十号まで並びに前条第一項第一号」を「第七条第二号ロ及びハ並びに第三号から第七号まで」に改め、同項を同条第二項とする。
 第十条第一項を次のように改める。

政令第一条第三項第五号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、客室が収容定員に応じた十分な広さであることとする。

第十条第二項を削り、同条第三項中「第七条第四号ロ及び第七号から第十号まで並びに第八条第一項第一号」を「第七条第二号ロ及びハ並びに第四号から第七号まで」に改め、同項を同条第二項とする。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条第一項中「第八条及び」を「第七条及び」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 旅館・ホテル営業 第七条第三号、第四号ハ及び第六号の基準
 - 二 簡易宿所営業 第九条第一項第三号、同条第二項において準用する第七条第三号、第四号ハ及び第六号の基準
- 第十二条第二項を次のように改める。

2 前項に定める場合のほか、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業についてその構造設備が第七条第六号（第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。）の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の次に一条を加える改正規定及び第六条の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年六月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十四号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「換水すること」を「換水して浴槽を清掃すること」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合には、一週間に一回以上換水して浴槽を清掃すること。
第三条第一項第八号の三二中「併用し」を「併用する等」に改め、同条第二項第一号
タ中「日出時」を「午前六時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

